



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*2 クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)..... 1

○ 告示

184 令和8年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (危機管理消防課)..... 7

185 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課)..... 9

186 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 ( " )..... 9

187 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 ( " )..... 9

188 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 10

189 指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " )..... 10

190 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 10

191 " ( " )..... 11

192 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ( " )..... 11

193 保安林の指定施業要件の変更 ( " )..... 11

194 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)..... 12

○ 会計管理者訓令

\*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 12

## 規 則

**和歌山県規則第2号**

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和25年和歌山県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第6条関係)

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

和歌山県知事 様

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

性 別

個人番号

年 月 日実施のクリーニング師試験を受けたいので別紙必要書類を添えて提出します。

添付書類

- 1 履歴書(クリーニング所での勤務経験のある者にあつては、その経歴を必ず記載すること。)
- 2 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

別記第8号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

## クリーニング師免許申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

本籍地の都道府県名（国籍）

住 所

ふりがな

氏 名

（旧 姓）

（通称名）

生年月日

性 別

個人番号

業務地となるクリーニング所

の名称及び所在地

クリーニング業法第6条の規定によるクリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、必要書類を添えて申請します。

## 添付書類

- 1 クリーニング師試験の合格証の写し又は合格証明書
- 2 次に掲げるいずれかの書類
  - (1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）
  - (2) 国籍を記載した住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）

## 備考

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本によって氏名の変更の経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合のみ旧姓欄に旧姓を記入すること。
- 2 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合のみ通称名欄に通称名を記入すること。
- 3 外国籍の者で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む。）を使用した氏名が併記されているものは、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入すること（選択しなかった文字を通称名として記載することはできない。）。

別記第9号様式(第9条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

本籍地の都道府県名(国籍)

住 所

ふりがな

氏 名

(旧 姓)

(通称名)

生年月日

性 別

個人番号

業務地であるクリーニング所

の名称及び所在地

クリーニング業法施行規則第6条の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

記

登録番号		登録年月日	
再交付申請の理由	破損・汚損・亡失	破損、汚損、亡失の年月日	

添付書類

免許証を破り、又は汚した場合はその免許証

備考

- 再交付申請の理由について、該当する理由に○を付けること。
- 再交付申請では新たに旧姓又は通称名を併記することはできない。併記を希望する場合は「クリーニング師免許証訂正申請」を併せて行うこと。

別記第10号様式（第10条関係）

## クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

生年月日

性 別

個人番号

下記のとおり免許証の記載事項に変更を生じたので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により、免許証の訂正を申請します。

## 記

変更事項			
変更内容	旧		
	新		
変更理由		変更年月日	

## 添付書類

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本又は戸籍抄本（外国籍の者は、国籍を記載した住民票の写し。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）

## 備考

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本によって氏名の変更の経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合のみ、変更事項の新しい欄に、旧姓を括弧を付して併記すること。
- 2 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合のみ、変更事項の新しい欄に通称名を括弧を付して併記すること。
- 3 外国籍の者で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む。）を使用した氏名が併記されているものにあつては、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入すること（選択しなかった文字を通称名として記載することはできない。）。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

## 和歌山県告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和8年度和歌山県電気工事士免状交付等業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和8年3月13日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 和歌山県内に本社又は主たる営業所を有する法人であること。

(8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けている者が属している者であること。

(9) 電気工事士法第4条の3の自家用電気工作物の保安に関する講習その他これに類するものとして和歌山県が認めた講習を行っている者であること。

- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

カ 役員等に関する調書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 誓約書

ケ 2の（8）の第一種電気工事士免状の交付を受けている者が、当該法人に属していることが確認できる書類

コ ケに該当する者に係る第一種電気工事士免状の写し（両面）

サ 2の（9）に該当する者であることが確認できる書類

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年3月13日（金）から同月26日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年3月17日（火）午後5時までに和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年3月13日（金）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、電子メール、郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は書留郵便で令和8年3月23日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0901001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和8年3月26日（木）までに通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日

（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

#### 和歌山県告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072300803	合同会社木の香	ライフパートナー木の香	和歌山県新宮市池田二丁目1番13号	訪問介護	令和8.3.1

#### 和歌山県告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3061090050	株式会社なのはな	訪問看護ステーションなのはな	和歌山県橋本市橋本一丁目1075	訪問看護	令和8.2.28
				介護予防訪問看護	令和8.2.28
3072100542	社会福祉法人紀成福祉会	美山の里指定短期入所生活介護事業所	和歌山県日高郡日高川町初湯川213番地1	短期入所生活介護	令和8.2.28
				介護予防短期入所生活介護	令和8.2.28

#### 和歌山県告示第187号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401495	和歌山中央医療生活協同組合	ヘルパーステーションげんき	和歌山県海南市沖野々394-3	訪問介護	令和8.3.1	令和14.2.29
3071801025	株式会社repos	ヘルパーステーションみかん	和歌山県岩出市吉田317番地の8	訪問介護	令和8.3.1	令和14.2.29

和歌山県告示第188号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡 機 能	音 声 機 能 又 は 言 語 機 能	そ し ゃ く 機 能	肢 体 不 自 由 能	心 臓 の 機 能	じ ん 臓 の 機 能	呼 吸 器 の 機 能	ぼうこう又は直腸の機能	小腸の機能	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能	肝臓の機能		
山入和志	呼吸器内科、内科	やまいり内科クリニック	岩出市岡田235-1	令和8.2.25									○						
岩崎由将	リハビリテーション科	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	令和8.2.25				○	○	○									
友渕匡紀	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	令和8.2.25						○									
桑添博紀	耳鼻咽喉科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和8.2.25		○	○	○	○										
藤代拓	耳鼻咽喉科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	令和8.2.25		○	○	○	○										

和歌山県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3010600058	ヘルパーステーションMoon	西牟婁郡白浜町内ノ川755番地の1	居宅介護	特定なし	株式会社Polaris	西牟婁郡白浜町内ノ川755番地の1	令和8.3.1

和歌山県告示第190号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第191号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第192号

令和8年和歌山県告示第85号（以下「告示第85号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
更永俊伸
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第85号のとおり

#### 和歌山県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 施行者の名称  
新宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
令和2年和歌山県告示第1072号  
新宮都市計画道路事業3・4・2号千穂王子ヶ浜線
- 3 事業施行期間  
令和2年8月7日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

### 会計管理者訓令

#### 和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般  
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月13日

和歌山県会計管理者 高 橋 博 之

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令  
和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
保管させる 出納員名	目的	交付限度額	保管させる 出納員名	目的	交付限度額
略			略		
和歌山県税 事務所の出 納員	略	<u>100,000円</u>	和歌山県税 事務所の出 納員	略	<u>80,000円</u>
略			略		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。